

**特定個人情報保護評価書  
(重点項目評価書)  
参考資料**

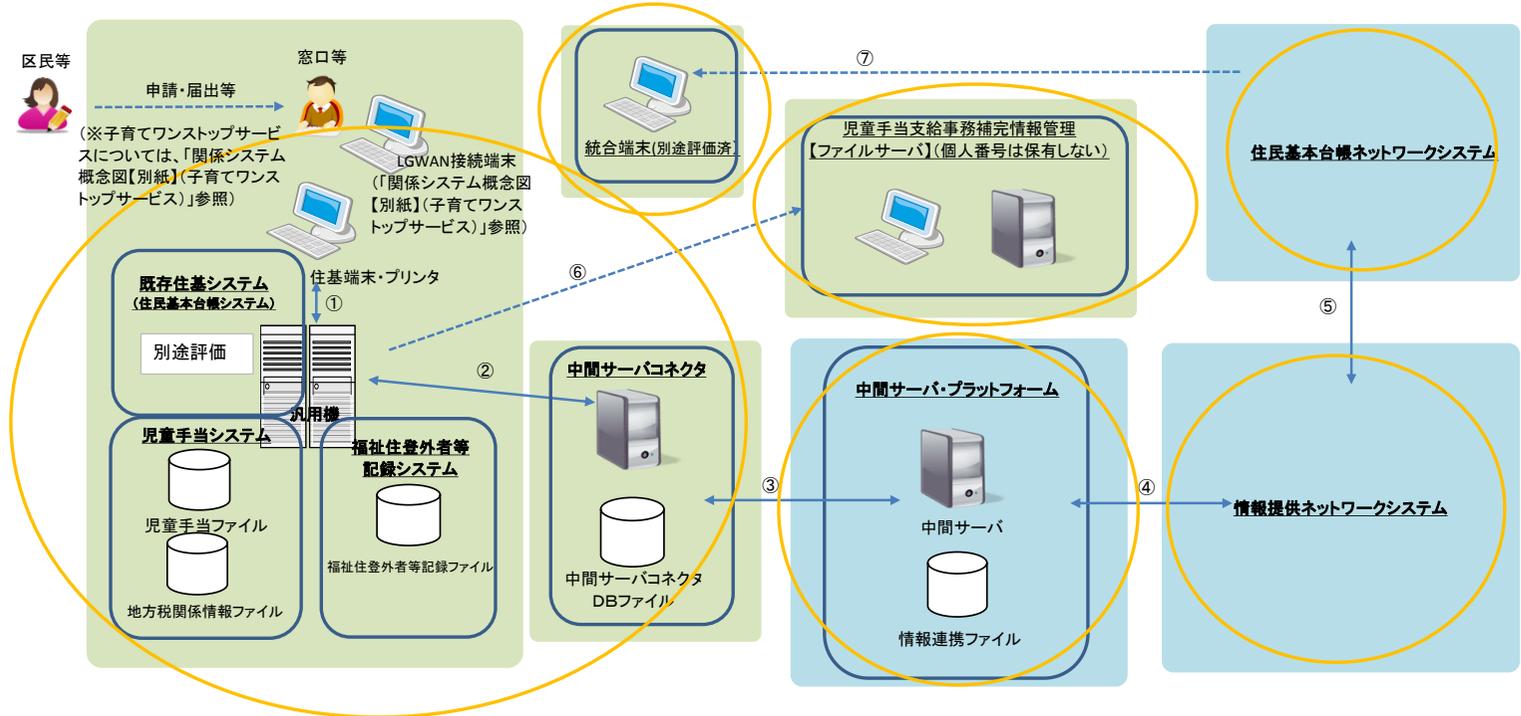
<b>評価書名</b>
児童手当に関する事務 重点項目評価書

平成29年6月

## 目次

○参考資料名		頁
○関係システム概念図（子育てワンストップサービスを除く）		P3
○関係システム概念図【別紙】（子育てワンストップサービス）		P4
○業務フロー図		P5～15
事務の内容	フロー図名	
① 新規認定請求	1 新規認定請求(転入・出生等)	P5
② 額改定請求	2 額改定請求(出生等)	P6
③ 現況届	3 現況届・同催告	P7
④ 現況届審査結果通知書送付	4 現況届審査結果通知書の送付	P8
⑤ その他の届出	5 その他の届出	P9
⑥ 年齢到達	6 年齢到達に伴う額改定通知書の送付	P10
⑦ 支給事由消滅通知書送付	7 支給事由消滅通知書の送付	P11
⑧ 住民異動に伴う案内送付	8 住民異動に伴う案内の送付	P12
⑨ 所得修正等に伴う通知書送付	9 所得修正等に伴う通知書の送付	P13
⑩ 返還金請求及び催告	10 返還金請求及び催告	P14
⑪ 父母指定者指定届受領証発行	11 父母指定者指定届受領証の発行	P15
⑫ 財務会計処理及び各種統集計に係る事務	※個人を特定する情報を扱わない業務のため省略	—

児童手当に関する事務 関係システム概念図(子育てワンストップサービスを除く)	作成日	最終更新日	版	作成者
	2015/2/23	2017/3/10	第1.1版	子育て支援課子ども医療・手当係 伊部



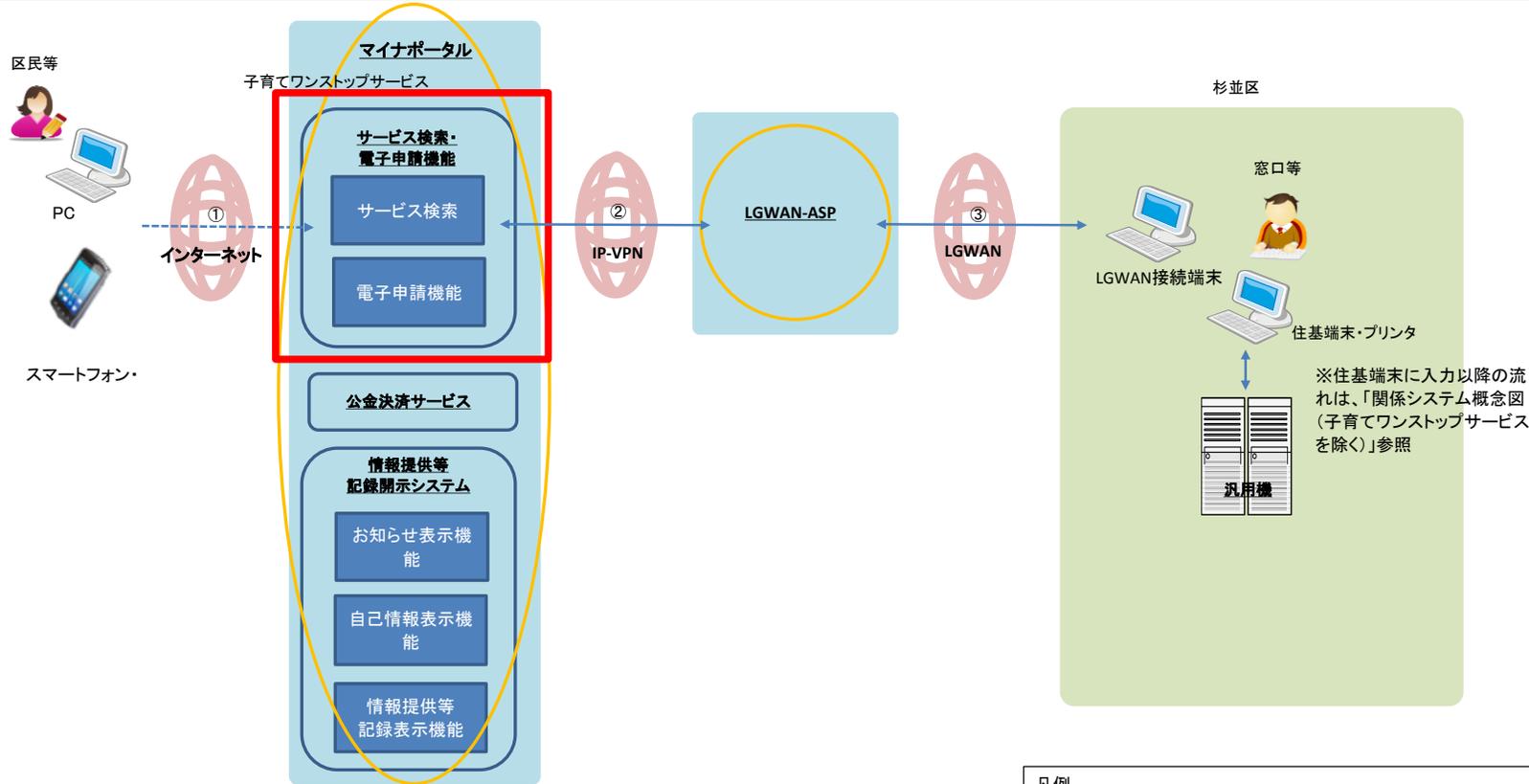
- 送受信を行う情報
- ① 児童手当に関する事務で職員が行う検索・入力・更新・帳票発行要求・削除等により発生した情報
  - ② 中間サーバコネクタと連携を行う際の個人番号・世帯情報・宛名情報・各業務の情報
  - ③ 中間サーバと情報連携を行う際の宛名番号・世帯情報・各業務の情報
  - ④ 区の特定期間個人情報保護評価範囲外のため略
  - ⑤ 区の特定期間個人情報保護評価範囲外のため略
  - ⑥ 特定個人情報の連携はしていないが、児童手当情報の連携や、児童手当認定に係る事務を補完するための情報
  - ⑦ 区外の個人番号の本人確認のため統合端末の参照を行う。(当該部分にかかる特定個人情報保護ファイルは「住民基本台帳に関する事務」で評価済。)

上記システム等の名称説明

- 児童手当システム**：区の児童手当の支給に関する事務のために区がコンピュータを導入し運用しているシステム。  
○児童手当ファイル：区における児童手当事務を情報システムで行うために必要な受給者の児童手当・特例給付に関連する情報を記録するファイル。  
○地方税関係情報ファイル：他の市区町村に情報照会した地方税関係情報（所得確認のための情報）を一時的に記録するファイル。
- 福祉住登外者等記録システム**：住民登録のない者等の情報を登録・管理するために区がコンピュータを導入し運用しているシステム。  
○福祉住登外者等記録ファイル：他の市区町村に住民登録がある者の住民票情報等を記録するファイル。  
・住基端末：汎用機と通信し、児童手当データの出入力を行うための端末（パソコン）  
・汎用機：区の児童手当データを記録し、それを用いて電算処理を行うための大型電子計算機（ホストコンピュータ）
- 既存住基システム（住民基本台帳システム）**  
区の住民基本台帳に関する事務のために区がコンピュータを導入し運用しているシステム。特定個人情報保護評価は別途実施済み。
- 中間サーバコネクタ**：番号制度における情報連携の対象となる個人情報を保有・管理し、汎用機、中間サーバとの情報連携を行うためのサーバ。  
○中間サーバコネクタDBファイル：既存住基システムから情報提供ネットワークシステムへ連携を行うため、個人番号と宛名を結びつけ情報連携を行うための情報を記録するファイル。
- 住民基本台帳ネットワークシステム**：住基法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして、全国の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認を行うためのシステム。
- 中間サーバ・プラットフォーム**：中間サーバのハードウェア等について共同化・集約化をはかるため、機構が整備・運用するプラットフォーム。
- 中間サーバ**：番号制度における情報連携の対象となる個人情報の副本を保有・管理し、情報提供ネットワークシステムと自治体の既存システムとの情報の授受を仲介する役割をもつサーバ。  
○情報連携ファイル：情報提供ネットワークシステムとの情報連携を行うための情報を記録するファイル。
- 情報提供ネットワークシステム**：番号法第19条第7号の規定に基づき、特定個人情報の送受信を行う為に、総務省が設置・管理するシステム。
- 児童手当支給事務補完情報管理（エクセル）**：児童手当システムでの認定前（不足書類等による認定保留等）及び認定後（現況届に係わる進捗状況等、手払い及び各種等集計等）の補完的な情報管理を行うために区がコンピュータを導入し運用している。（個人番号を保有しないシステム）

凡例

- ⇔ 事務処理のための情報のやり取りを双方向で行う。
- 事務処理用の情報の受け渡しを一方（矢印方向）で行う。
- システムの単位
- ネットワークの管理の単位
- 特定個人情報保護評価のファイル単位
- 杉並区管理施設内に設置
- 杉並区管理外施設に設置
- 🖨 端末・プリンタ
- 🖥 汎用機（中央電算処理システム）
- 🖱 オープン系システム用サーバ
- 👤 人（職員や住民等）



送受信を行う情報

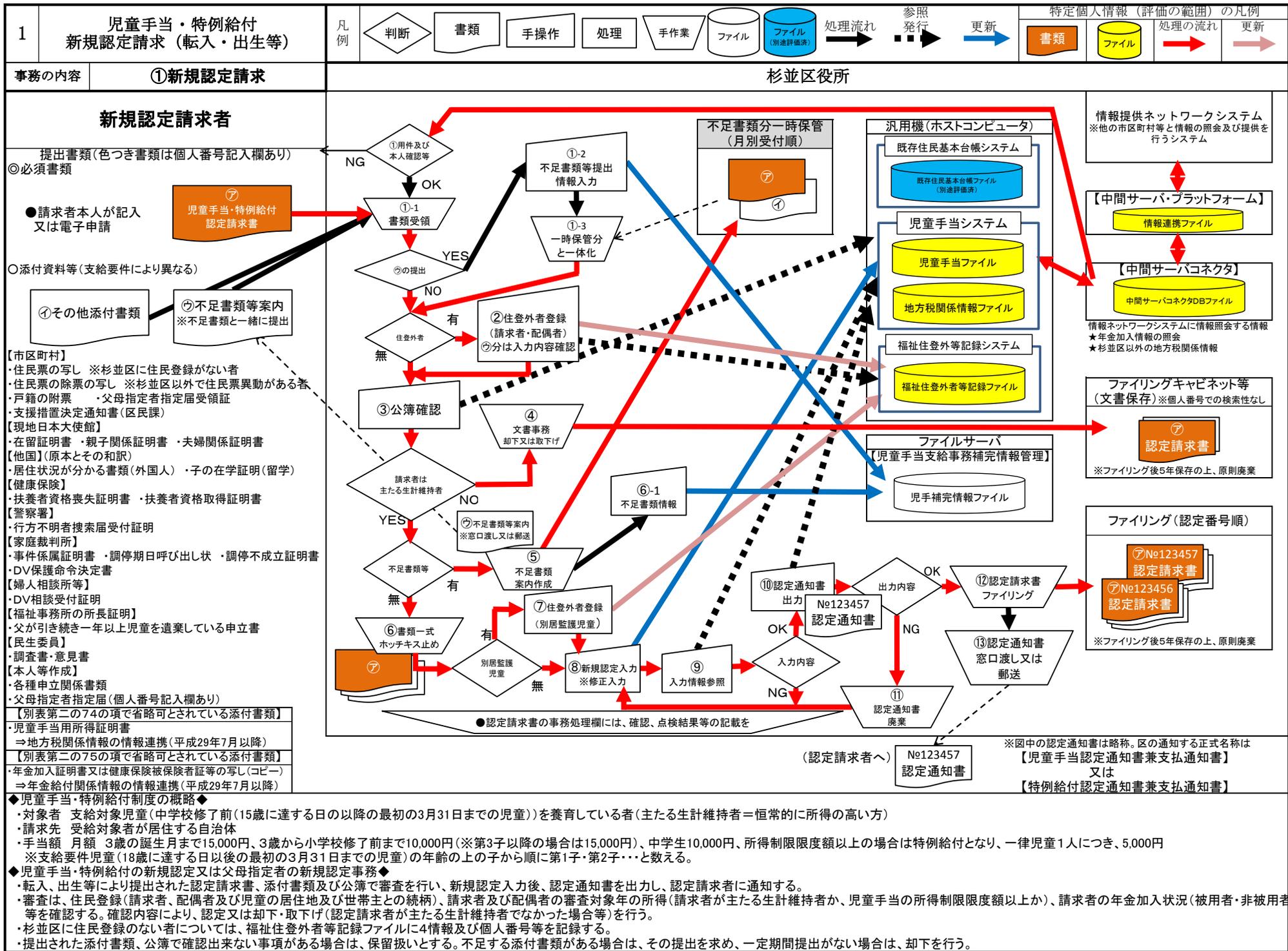
- ①: 児童手当に関する申請・届出等を行うために必要な氏名、住所、生年月日、個人番号等の特定個人情報
- ②③: 児童手当に関する申請・届出等を行うために必要な氏名、住所、生年月日、個人番号等の特定個人情報及びサービス検索に登録する制度・手続き情報

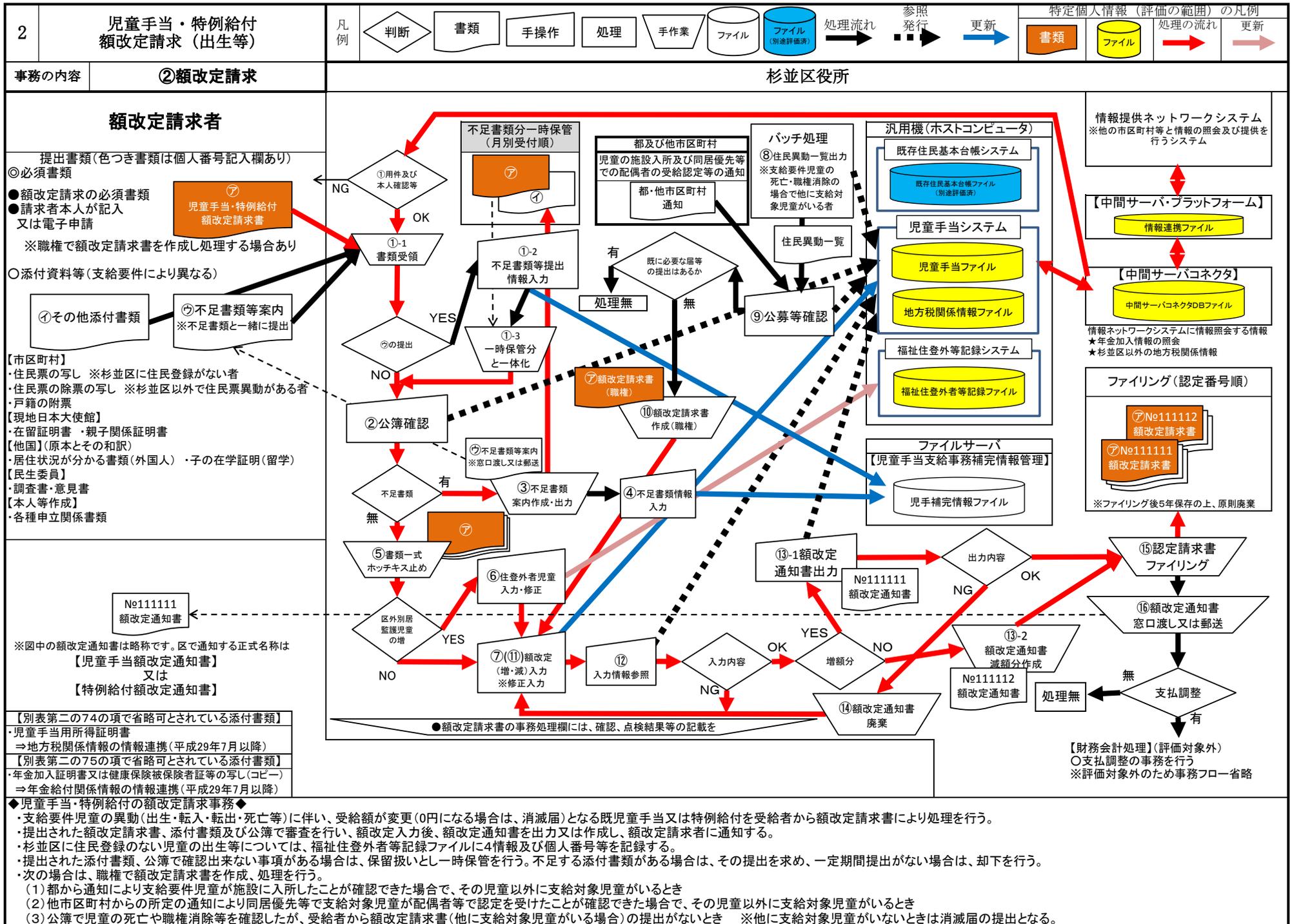
上記システム等の名称説明

- マイナポータル**: 国が中心となり運営するオンラインサービス。サービス検索・電子申請機能及び公金決済サービス機能並びに情報提供等記録開示システムを有するシステム全体の総称。
- 子育てワンストップサービス**: マイナポータルで提供されるサービスの一つで、地方公共団体の子育てに関するサービスの検索や電子申請ができるサービス。
- サービス検索・電子申請機能**: 内閣府が設置・管理するマイナンバーカードを活用した子育てに関するサービスを検索できる機能及び電子申請等の機能を備えるシステム。
  - ・サービス検索機能: 利用者が個々の状況に合わせて必要なサービスを検索できる機能。
  - ・電子申請機能: 利用者が自宅のパソコン等からオンラインで手続きを申請できる機能。
- 公金決済サービス**: マイナポータルのお知らせ表示機能を使い、ネットバンキングやクレジットカードでの公金決済ができるサービス。
- 情報提供等記録開示システム**: 情報提供ネットワークシステムを介して自己の情報提供等記録を確認する機能を有するシステム。
  - ・お知らせ表示機能: 行政機関などから個人に送付されたメッセージを確認する機能。
  - ・自己情報表示機能: 行政機関などが保有する自己の特定個人情報が確認できる機能。
  - ・情報提供等記録表示機能: 情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる機能。
- LGWAN**: 総合行政ネットワーク (Local Government WAN)。
- LGWAN-ASPサービス**: LGWANを介して、地方公共団体に各種行政事務サービスを提供するサービス。本評価書では、申請者が、インターネットを介して行うマイナポータルの電子申請機能で申請した申請書等の電子署名の検証、受領する機能を地方公共団体に提供するサービスを指す。
  - ・LGWAN接続端末: LGWANに接続し、特定の通信のみ受信する端末。住民がマイナポータルの電子申請機能で申請した特定個人情報の授受を行う。LGWAN接続端末で受け取った電子の申請書等は、紙に印刷し、紙の申請書等と同様の事務処理を行う。

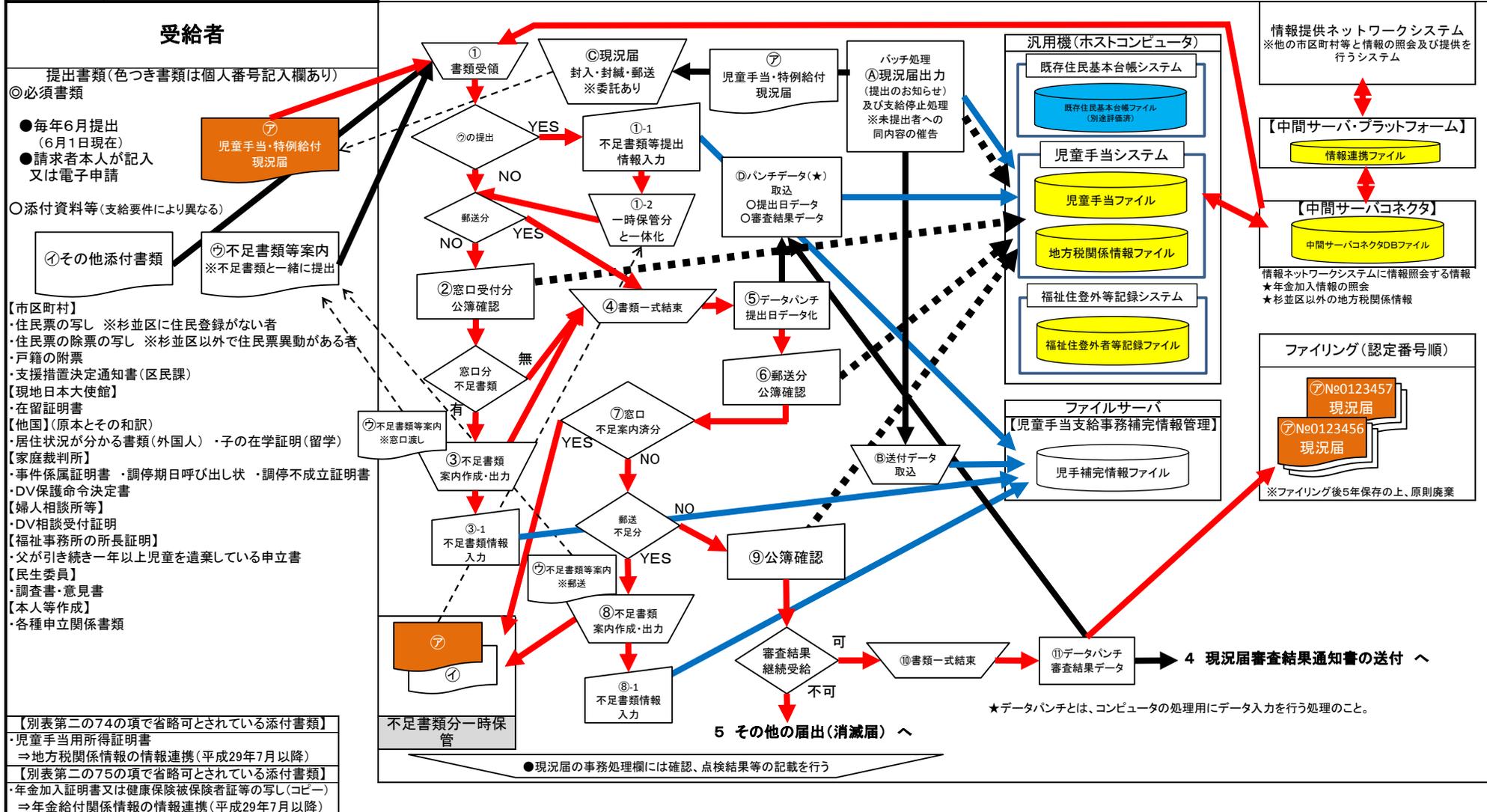
凡例

- ←→ 事務処理のための情報のやり取りを双方向で行う。
- > 事務処理用の情報の受け渡しを一方(矢印方向)で行う。
- システムの単位
- ネットワークの管理の単位
- システム機能
- 杉並区管理施設内に設置
- 杉並区管理外施設に設置
- 端末・プリンタ
- モバイル端末
- ネットワーク
- 汎用機(中央電算処理システム)
- 人(職員や住民等)



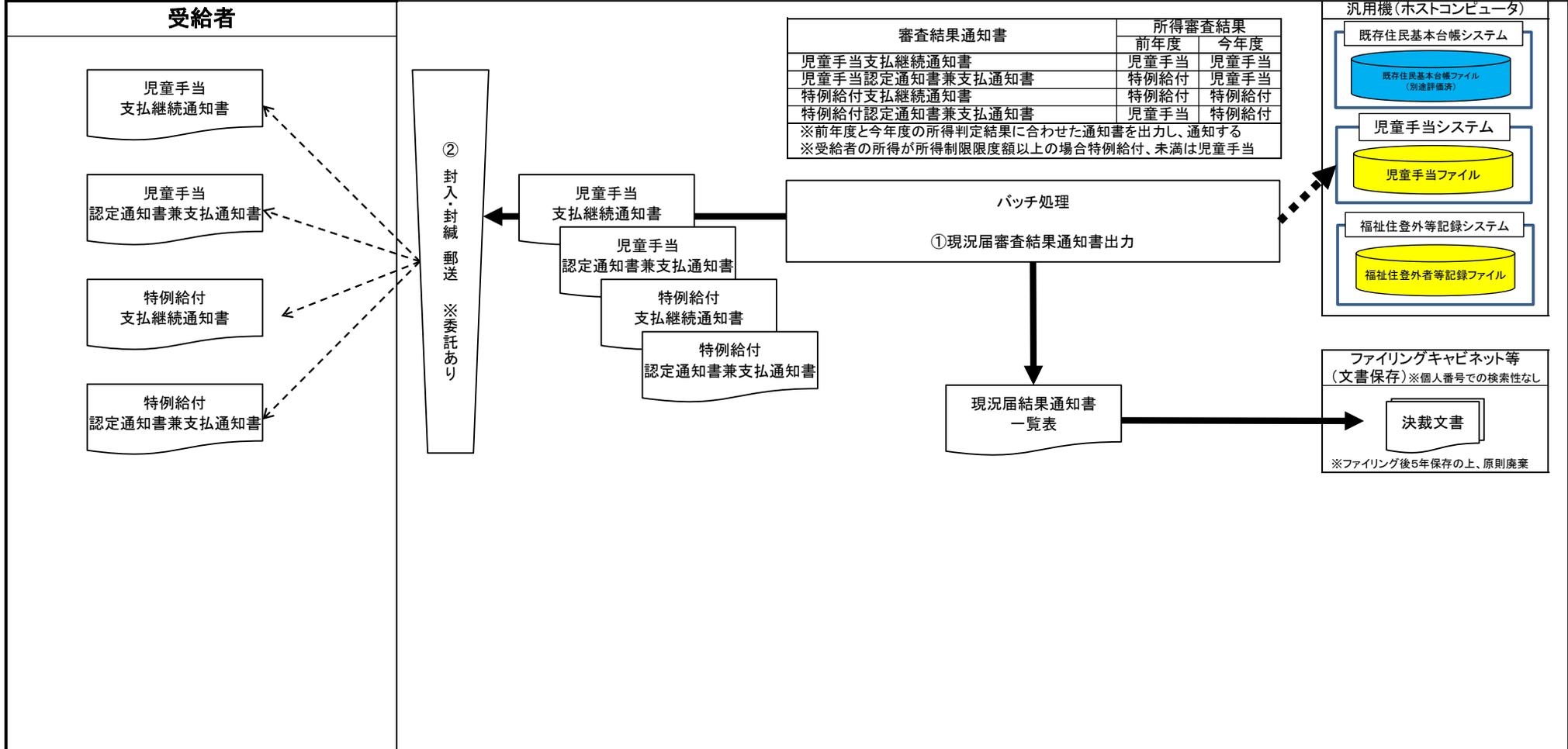


事務の内容 ③現況届 杉並区役所





事務の内容 ④現況届審査結果通知書送付 杉並区役所

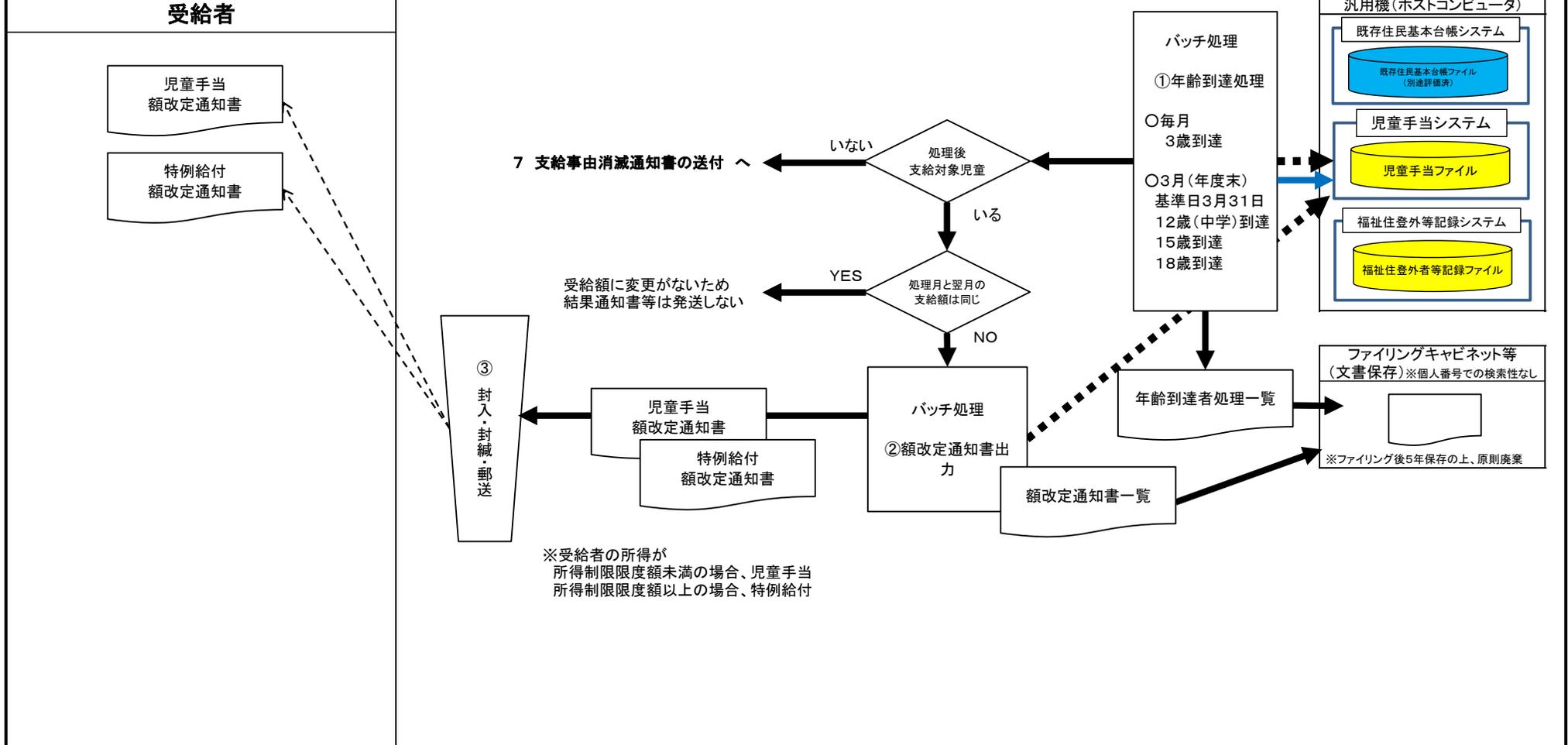


- ◆現況届審査結果通知の発送事務◆
- ・現況届の審査の結果に基づき、引き続き支給となる受給者あての通知書を出し、通知する。
  - ・通知書は、受給者の前年度と今年度の所得審査結果により異なった通知書を出し、通知する。
  - ・審査が終了したものから何回かに分けて出し、通知する。
  - ・封入・封緘作業は、出力量が多い場合には委託する場合もある。



6	児童手当・特例給付 年齢到達に伴う額改定通知書の送付	凡例	判断	書類	手操作	処理	手作業	ファイル	ファイル (別途評価済)	処理流れ	参照 発行	更新	特定個人情報(評価の範囲)の凡例	
		書類	ファイル	処理の流れ	更新									

事務の内容 ⑥年齢到達 杉並区役所



◆年齢到達に伴う額改定通知書発送事務◆

- 児童の生年月日で処理を行う。

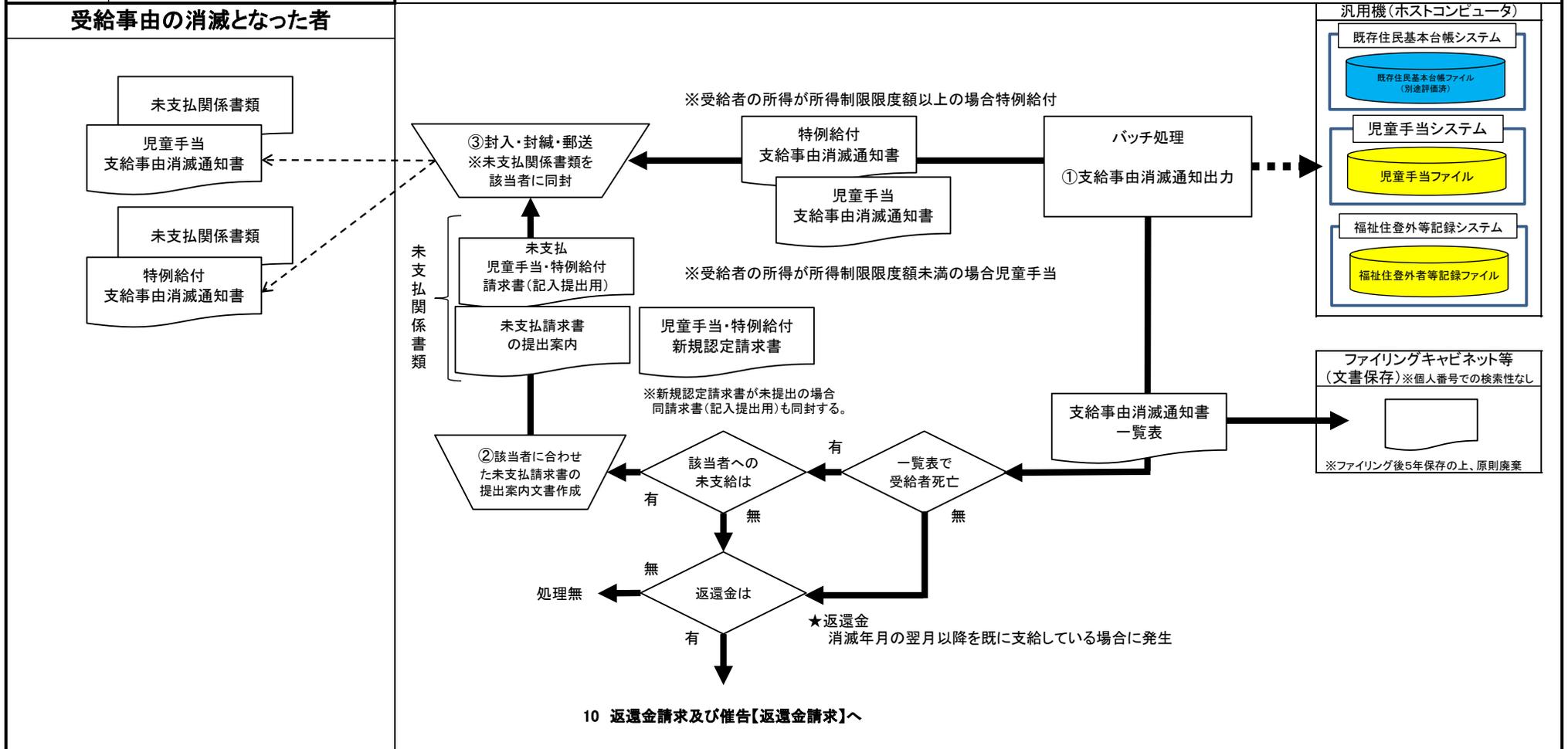
【3歳年齢到達】

- 児童手当の支給月額、3歳の誕生日まで15,000円であるが、翌月以降が10,000円(第3子以降の児童の受給額に変更はない。)となるため処理を行う。※特例給付の児童の受給額(5,000円)の変更はない。

【12歳、15歳、18歳年齢到達】

- 3月(年度末)に3月31日を基準日として行う。
- 児童手当の支給月額は、3月31日に12歳の児童は、第3子以降であれば3月分は15,000円であるが、翌月以降が10,000円となるため処理を行う。※特例給付の児童の支給月額(5,000円)の変更はない。
- 児童手当の支給月額は、3月31日に15歳の児童は、3月まで10,000円(特例給付の児童支給額は5,000円)であるが、4月以降は支給対象外となるため処理を行う。
- 児童手当の支給月額は、3月31日に18歳の児童は、3月までは第3子以降児童の審査対象となる支給要件児童であるが、4月以降は支給要件児童とならないため処理を行う。

事務の内容 ⑦支給事由消滅通知書送付 杉並区役所

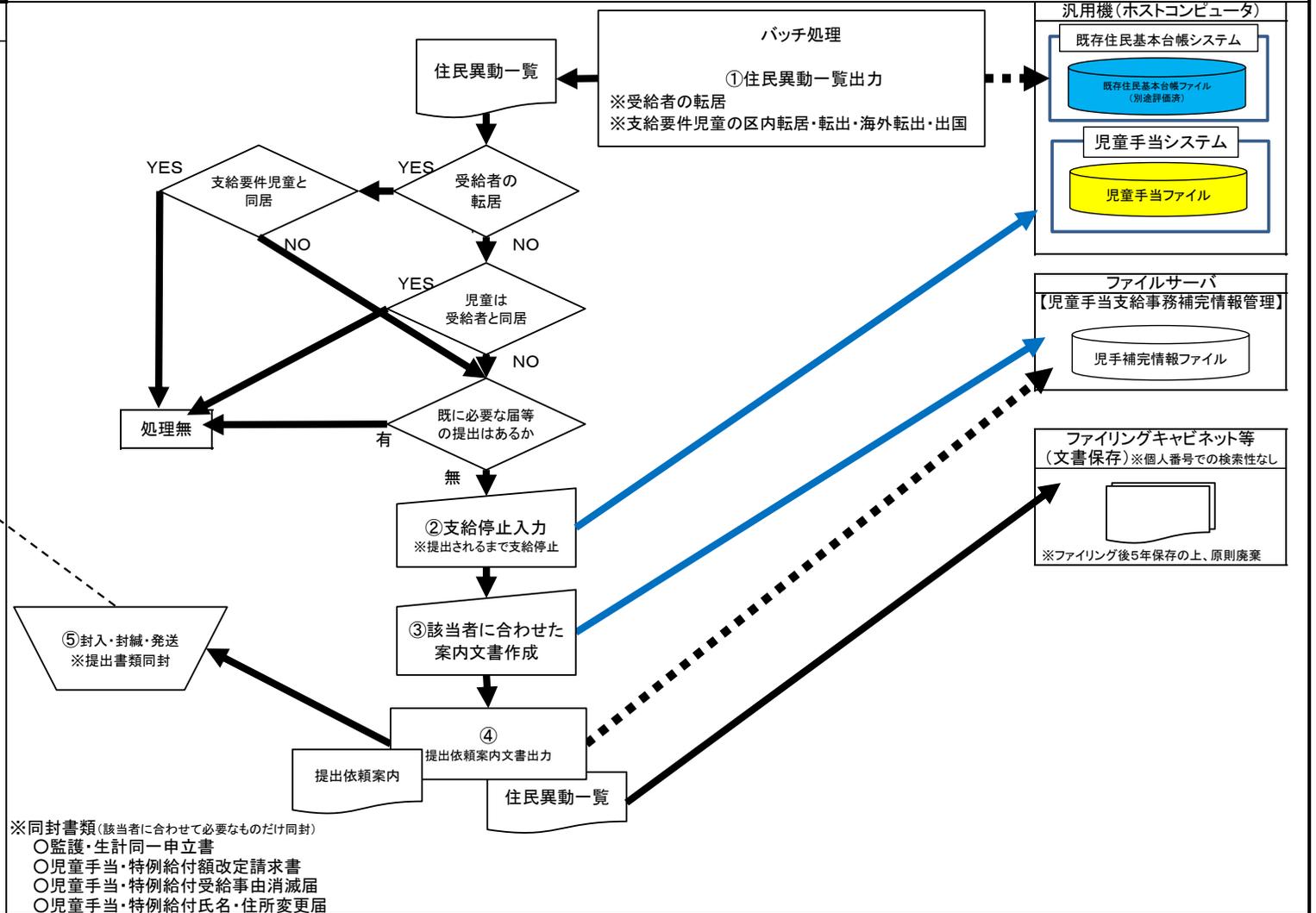
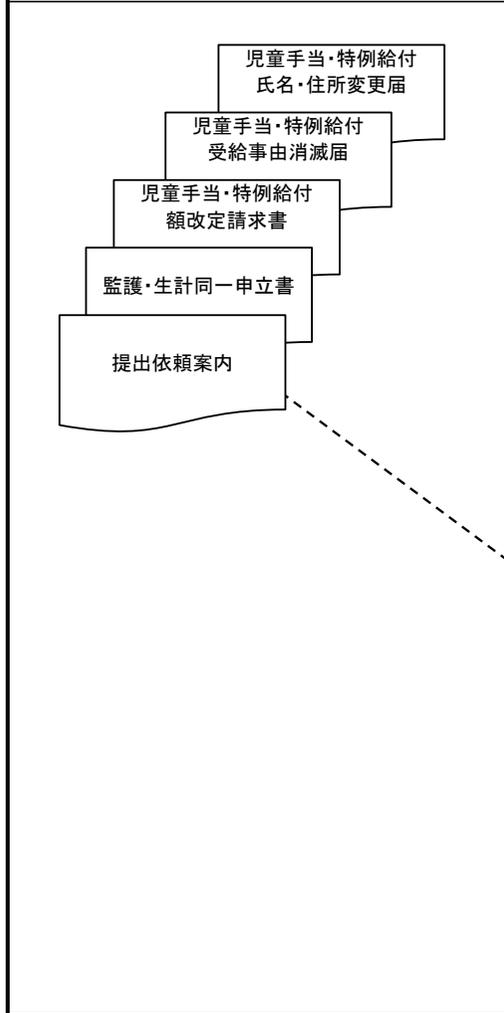


◆支給事由消滅通知の発送事務◆  
 ・次の事務処理で消滅となった受給者あての支給事由消滅通知書を出し、通知する。(月1回)  
 (1) 受給事由消滅届の提出により処理したとき  
 (2) 年齢到達処理で支給対象児童がいなくなったとき  
 (3) 住民異動(受給者の転出・死亡、支給対象児童の死亡等)で支給要件が消滅したとき  
 (4) 職権で消滅届を作成し処理したとき  
 ○支給対象児童が、都の通知で施設への措置入所となり、支給対象児童がいなくなったとき  
 ○支給対象児童が、同居優先等で支給要件児童として他で認定を受け、支給対象児童がいなくなったとき  
 ○現況届の審査で、主たる生計維持者が変更となったとき(所得審査で受給者が所得制限限度額未満、配偶者が所得制限限度額以上の場合等)

事務の内容 ⑧住民異動に伴う案内送付

受給者

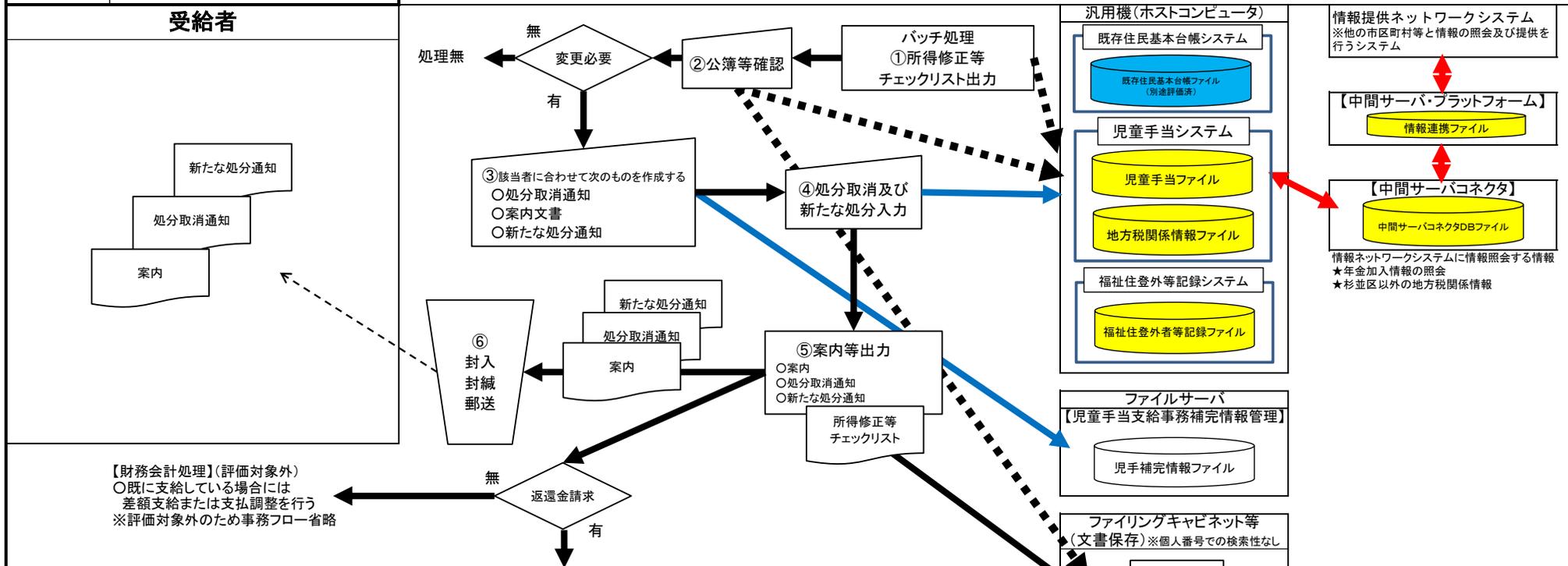
杉並区役所



◆住民異動に伴うその他案内の送付事務◆

- ・受給者の転居、児童の転居・転出・海外転出・出国の場合、引き続き受給となるか、受給事由消滅又は額改定請求となるかを判断できないため、案内を送付する。
- ・受給者と支給要件児童がどちらかの転居で同居となった場合には、提出を必要としないため送付はしない。
- ※ 受給者が転出・死亡・職権消除となった場合は、「5 その他の届出【消滅届】」を行う。
- ※ 児童が死亡・職権消除となった場合は、「2 額改定請求」又は「5 その他の届出【消滅届】」を行う。

事務の内容 ⑨所得修正等に伴う通知書送付 杉並区役所



10 返還金請求及び催告【返還金請求】へ

【財務会計処理】(評価対象外)  
 ○既に支給している場合には  
 差額支給または支払調整を行う  
 ※評価対象外のため事務フロー省略

★新たな処分通知とは

変更内容	前年度支給区分	新たな処分通知名
特例給付⇒児童手当	児童手当	児童手当支払継続通知書
	特例給付又は支給なし	児童手当認定通知書兼支払通知書
児童手当⇒特例給付	特例給付	特例給付支払継続通知書
	児童手当又は支給なし	特例給付認定通知書兼支払通知書
請求者変更	児童手当	児童手当支給事由消滅通知書
	特例給付	特例給付支給事由消滅通知書

◆所得修正に伴う通知発送事務◆  
 ・受給者及び配偶者の所得や扶養控除の修正により、支給額に変更が生じる受給者及び主たる生計維持者が変更となる可能性があるチェックリストを出力する。  
 【支給額が変更となる場合】  
 (1) 受給者の所得が所得制限限度額以上から所得制限限度額未満となったとき(特例給付⇒児童手当)  
 (2) 受給者の所得が所得制限限度額未満から所得制限限度額以上となったとき(児童手当⇒特例給付)  
 いずれの場合も、既に行った認定通知書兼支払通知書又は支払継続通知書の処分の取り消しと新たな処分を行い、両処分の通知を送付する。  
 なお、既に支給を行っていた場合は、①の場合は、速やかに差額の支給、②の場合は、支払調整を行う旨、案内文書に記載を行う。  
 【主たる生計維持者が変更となる場合】  
 ○受給者の所得が所得制限限度額未満(児童手当)で配偶者の所得が所得制限限度額以上(特例給付)となったとき  
 ただし、配偶者と支給要件児童との親子関係の調査を行う。  
 ※例えば、養子縁組を行っていない児童は、その児童の父又は母に支給することとされ、必ずしも配偶者が受給者となれない。  
 主たる生計維持者の変更(請求者変更)を行う場合は、既に行った認定通知書兼支払通知書又は支払継続通知書による処分の取り消しと消滅処分を行い、両処分の通知を送付する。  
 なお、既に消滅月の翌月以降の支給を行っていた場合は、返還金請求も行う。

